

清算・決済規程関係目次

目 次

清算・決済規程施行規則……………	1
発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則……………	4

清算・決済規程施行規則

(制定)15. 1.14

(変更)16. 2.12 16. 4. 1 18. 1.10 18. 2. 1

18. 5. 1 20. 1. 4 21. 1. 5 1.7.16

(目 的)

第1条 この規則は、清算・決済規定（以下「規程」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

第2条から第4条まで 削 除(18.5.1、21.1.5 削除)

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第5条 非清算参加者は、クリアリング機構の業務方法書に規定するDVP決済の対象となる取引に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して4日目の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1) 株主（受益者を含む。）を確定するための基準日等の日

(2) 優先株の発行者の定める取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日（取得請求権付株式について当該前日に株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日）及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日（当該前日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の行使条件での行使請求が可能な期間の最終日）

(3) 期中償還請求権が付されている転換社債型新株予約権付社債券の期中償還請求期間満了の日

(4) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合の当該受益者を確定するための期日

(5) 利付債券の利払期日の前日

(16.2.12、18.1.10、18.2.1、18.5.1、19.12.10、21.1.5、31.7.16 変更)

(売買証拠金の額)

第6条 規程第17条第1項に規定する売買証拠金の額は、クリアリング機構が定める売買証拠金基準値段に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。

(16.2.12 変更)

付 則

- 1 この規程は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に発行されている有価証券引渡票に係る貸借の決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日以降の日で本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成16年2月12日

付 則

この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として本所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項第 5 号及び第 6 号の規定は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている投資信託受益証券については、平成 20 年 1 月 4 日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている新株予約権証券の売買に係る清算及び決済については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 31 年 7 月 16 日から施行し、この改正規定施行の日以後に繰り延べる有価証券の引渡しから適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないとき本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

発行日決済取引の売買証拠金の 代用有価証券に関する規則

(実施)53. 6. 1

(変更)56.10. 1 60. 4. 1 60.12. 2 61.11. 1
 4. 7.20 5. 4. 1 7. 1. 1 7. 5. 1
 10.12. 1 11.11.10 12. 2. 1 12. 5. 1
 12. 8. 1 12.11.30 13. 4. 1 14. 2. 4
 14. 4. 1 14. 8. 5 15. 1.14 16.12.13
 18. 5. 1 19. 9.30 21. 1. 5 25. 1. 4
 26. 7.22 27.10.13 30. 5. 1

(目 的)

第 1 条 この規則は、清算・決済規程第 17 条第 2 項の規定に基づき、発行日決済取引の売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類及び代用価格等に関し、必要な事項を定める。

(15. 1. 14 変更)

第 2 条 削 除 (15. 1. 14 削除)

(代用価格の変更)

第 3 条 本所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。

(14. 2. 4、15. 1. 14 変更)

(代用有価証券の種類及び代用価格)

第 4 条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。次項において同じ。） 100 分の 70

(2) 国債証券（物価連動国債（物価連動国債の取扱いに関する省令（平成 16 年財務省令第 7 号）第 1 条に規定する物価連動国債をいう。以下同じ。）にあってはクリアリング機構が清算対象取引とするものに限る。） 100 分の 95

(3) 地方債証券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100 分の 85

(追 6)	5 [清・決]
(4) 政府保証債券	100 分の 90
(5) 特殊債券（政府保証債券を除く。）	100 分の 85
(6) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券（社債券（外国法人により発行されるものを含む。）のうち、それを保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）であって、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）	100 分の 85
(7) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）であって、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する転換社債型新株予約権付社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）	100 分の 80
(8) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）	100 分の 80
(9) 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）	100 分の 90
(10) 円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）	100 分の 85
(11) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び一般社団法人投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）	
公社債投資信託の受益証券	100 分の 85
その他のもの	100 分の 70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第 1 号に規定する株券、同項第 7 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第 8 号に規定する交換社債券並びに同項第 11 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所（複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位により選択した金融商品取引所）における最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段）

(2) 前項第 11 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち一般社団法人投資信託協会が前日の時価を公表するもの

一般社団法人投資信託協会が発表する時価

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所に上場されているものについては、本所が定める順位により選択した金融商品取引所における最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段）

3 第 1 項第 2 号から第 10 号まで（第 8 号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の金融商品取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

(10. 12. 1、12. 2. 1、12. 5. 1、12. 8. 1、12. 11. 30、13. 4. 1、14. 2. 4、14. 4. 1、14. 8. 5、15. 1. 14、16. 12. 13、18. 5. 1、19. 9. 30、21. 1. 5、25. 1. 4、26. 7. 22、27. 3. 12、30. 5. 1 変更)

(端数金額の調整)

第 4 条の 2 前条第 1 項各号に掲げる有価証券について、差入日の前々日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第 1 号に規定する株券並びに同項第 11 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(13. 4. 1、14. 2. 4、16. 12. 13 変更)

(本所が定める順位)

第 4 条の 3 第 4 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の規定における本所が定める順位は、第一順位は、当該差入日の前々日が毎年 2 月から 7 月までの間は前年 7 月から 12 月までの、当該差入日の前々日が毎年 8 月から翌年 1 月までの間は 1 月から 6 月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各金融商品取引所の定める普通取引をいう。）に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の順序とする。

(15. 1. 14 追加、16. 12. 13、19. 9. 30 変更)

第 5 条 削 除 (21. 1. 5 削除)

(代用有価証券からの除外)

第6条 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券、外国投資信託の受益証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、売買証拠金の代用有価証券から除外する。

- (1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合
- (2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合
- (3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

2 前項の規定は、売買証拠金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

(13. 4. 1、14. 2. 4、15. 1. 14、16. 12. 13、18. 5. 1、19. 9. 30、21. 1. 5 変更)

付 則

この改正規定は、昭和 60 年 12 月 2 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 13 号の改正規定、同条第 2 項第 5 号の改正規定及び同条第 3 項の改正規定中同条第 2 項第 5 号に係る部分の改正規定は、昭和 61 年 3 月 3 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、昭和 62 年 2 月 9 日

付 則

この改正規定は、平成 11 年 11 月 10 日から施行し、この改正規定施行の日前に合併期日が到来した合併に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 97 号）の施行の日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 2 月 4 日から施行する。ただし、この改正規定施行の日前に発行日決済取引を開始した銘柄については、改正後の第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 8 月 5 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項に規定する当該前々日がこの規則の施行の日から平成 15 年 7 月末日までの間の日である場合における第 4 条の 3 の規定の適用については、同項中「当該差入日の前々日が毎年 2 月から 7 月までの間は前年 7 月から 12 月までの、当該差入日の前々日が毎年 8 月から翌年 1 月までの間は 1 月から 6 月までの間」とあるのは「平成 14 年 6 月から 11 月までの間」とする。
- 3 商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号。）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、

この規則を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日又は施行日の翌日に差し入れる場合における当該有価証券の時価は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄（施行日に株式会社ジャスダック証券取引所に上場された銘柄に限る。）に関する第4条の3の規定の適用については、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における当該銘柄の売買高を株式会社ジャスダック証券取引所における当該銘柄の売買高とみなす。

(注) 「本所が定める日」は、平成16年12月13日

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の前日に募集の決議があった改正前の第2条第1項第7号に規定する転換社債型新株予約権付社債券については、改正後の同号に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

(注) 「本所が定める日」は、平成18年5月1日

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年1月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 27 年 10 月 13 日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。